

学校給食における食物アレルギー対応について

宝塚市教育委員会 管理部 学校給食課

- ◎ 宝塚市での学校給食における食物アレルギー対応は、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿って実施しています。
- ◎ 安全性を最優先するため、「食物アレルギー対応の手引き」に基づき、全市統一で原因食物（卵【鶏卵（マヨネーズを含む）、うずら卵】、えび、かに、いか、たこ、貝類）の完全除去対応を行っています。
- ◎ より安全な食物アレルギー対応を実施するため、献立表のチェックが必要な児童生徒も医師の診断書が必要です。
- ◎ 令和6年度から、診断書の更新頻度を小学校4年、中学校1年、高等部1年（養護学校）とし、診断書様式は「学校生活管理指導表」に統一します。
- ◎ お子さま、保護者のみなさまには医療機関への予約、受診等の負担はありますが、正しい原因アレルギー診断に基づく対応変更にご理解ください。

献立表のチェックが必要な児童生徒は医師の診断書が必要です。

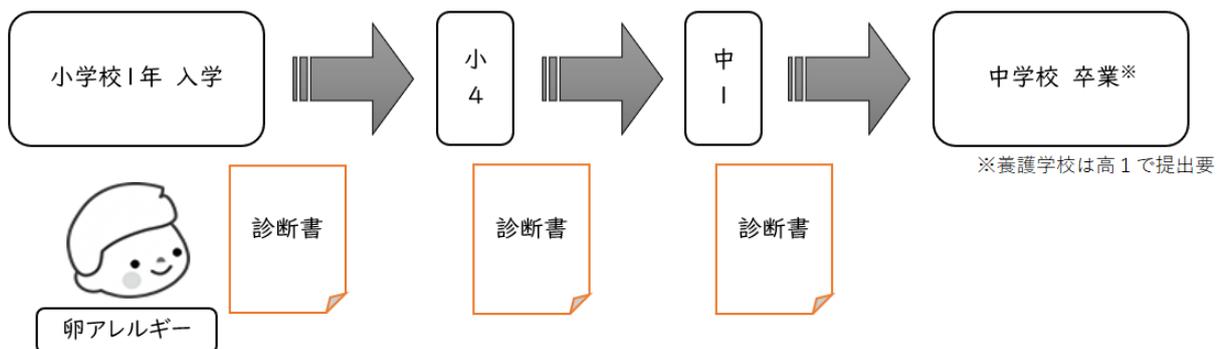
これまで診断書の提出は除去食対応を行う児童生徒のみでしたが、より安全な食物アレルギー対応を実施するため、献立表のチェックが必要な児童生徒も診断書（学校生活管理指導表）を提出していただきます。

- ※ 学校給食で使用しない「そば」「ナッツ類（落花生（ピーナッツ）、くるみ、アーモンド、カシューナッツなどすべて）」「あわび」「いくら」「キウイフルーツ」「バナナ」「まつたけ」を原因食物とするアレルギーを有する児童生徒の診断書の提出は対象外です。

診断書の更新が小4、中1で必要になります。

これまで毎年継続手続きの際には、診断書の提出を求めていませんでしたが、乳幼児期に発症したアレルギーは、成長とともに食べられるようになることが多いといわれています。定期的に医療機関を受診し、専門医の指導のもと、適切な食物アレルギー対応を実施するため、**小学校4年、中学校1年、養護学校高等部1年の進学・進級時**にも診断書を提出していただきます。

なお、小学校入学時、および新規対応開始時（転入時や新たなアレルギーが判明した場合など）は随時、医師の診断書をご提出ください。



※乳糖不耐症の児童生徒は、学校給食における食物アレルギー等対応の開始時のみの提出とします。

（乳糖不耐症は、乳糖を分解する酵素が不足、又は、はたらきが弱くなって発症する疾患で、訓練により緩解するケースがあるものの、児童生徒の成長によって緩解するものではないとされているため。）

診断書様式は「学校生活管理指導表」に統一¹⁾します。

文部科学省は学校におけるアレルギー対応において、学校生活管理指導表の活用を推奨しています。

←学校生活管理指導表(宝塚市版)様式は学校からお渡しするものをご使用ください。

アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る学校生活管理指導表の発行が保険適用の対象²⁾となりました。また、宝塚市では令和6年1月から中学生までのこども医療(無償化)の所得制限がなくなりますので、保険適用であればこども医療が適用されます。

- 1) 乳糖不耐症はアレルギー疾患ではないため、市の様式(第5-2号診断書)で提出を求めることとなります。
- 2) 一部保険適用の対象とならない場合があります。くわしくは学事課保健担当(☎0797-77-2366)まで。



- 正しい原因アレルゲン診断に基づく必要最小限の除去はお子さまの生活の質(QOL)を向上させます。成長に伴う耐性の獲得を念頭におき、適切な時期に原因食物除去解除を図れるようご理解ください。
- お子さまに、食物アレルギーであることや医師からの指示内容をお子さまの理解度に合わせて説明していただき、給食の食べ方や日常の食事において注意

が必要なことを伝えてください。また、食物アレルギーのために食べられない献立は、お子さまと一緒に献立表を確認いただき、そのことをお子さまに伝えてください。

- 学校で除去食の対応ができない場合には、お弁当の用意をお願いします。

お子さまが安心・安全に学校生活を送るためには、教育委員会、学校、家庭の連携が不可欠となります。何卒、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ先：宝塚市教育委員会 学校給食課
TEL：0797-77-2039 FAX：0797-71-1891